

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

- 職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 三
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 四
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 五
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 六
- 平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則 六
- 職員の給与の支給に関する規則の 二

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第一号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十七年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

3 条例第八号の二ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合であつて、育児短時間勤務職員等に同条に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第九条第一項を次のように改める。

条例第十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、当該付与すべきものとされている日数とする。

一 齊一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員をいう。以下同じ。) 二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不齊一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員以外をいう。以下同じ。) 百六十時間に条例第二条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間の時間数を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、育児短時間勤務職員等にあつては条例第二条第二項の規定により定められた一週間当たりの勤務時間の時間数を、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては条例第三条第三項又は第四項の規定により定められた四週間を超えない期間における勤務時間の時間数を、それぞれ当該期間におけるその者の条例第三条第二項ただし書の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間数を一日として日に換算して得た日数

第九条の四を第九条の五とし、第九条の三の次に次の一条を加える。
第九条の四 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときは、当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる日数(以下「付与日数」という。)に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数(以下「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。以下「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該勤務形態の変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合においては、同項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。
 第十一條第一項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項を次のように改める。
 2 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、一時間とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（総務審査グループ）

職員の育児休業等に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

福島県人事委員会

福島県人事委員会規則第二号

職員の育児休業等に関する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成八年福島県人事委員会規則第二十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情等）

第二条 条例第三条第四号及び第八号第五号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律に基づく育児休業並びにそれらの法律に基づく育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

（育児短時間勤務の形態）

第三条 条例第九条の人事委員会規則で定める日数は、十二日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は、十六時間とする。

（部分休業の承認）

第四条 条例第二十四条第二項の人事委員会規則で定める職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）第十三条第七号又は第八号に掲げる場合に係る特別休暇の承認を受けた職員とし、条例第二十四条第二項の人事委員会規則で定める時間は、当該承認に係る特別休暇の時間とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（総務審査グループ）

職員の自己啓発等休業に関する条例第三条の大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合を定める規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第三号

職員の自己啓発等休業に関する条例第三条の大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合を定める規則

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号）第三条の人事委員会規則で定める場合は、同条例第四条に規定する教育施設の修業年限が二年を超え、三年を超えない課程（同条例第二条に規定する教育施設にあっては、同号に規定する課程に限る。）を履修する場合とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(総務審査グループ)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

七 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年福島県条例第八十七号)第二条第一項の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)を始め、

第七条第二項中「又は大学院修学休業」を「大学院修学休業をし、又は自己啓発等休業」に改める。

第八条の二を次のように改める。

(再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算)

第八条の二 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 再任用短時間勤務職員 条例第四条の四

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)

職員の育児休業等に関する条例(平成四年福島県条例第十一号)以下「育児休業条例」という。)

第十二条(育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。)

の規定により読み替えられた条例第四條第一項、第二項、第四項若しくは第九項、育児休業条例第十四条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)以下「任期付研究員条例」という。)

第五条第三項若しくは第四項又は育児休業条例第十五条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)以下「任期付職員条例」という。)

第八条第二項若しくは第三項

三 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)

育児休業条例第二十一条の規定により読み替えられた条例第四條第一項

第九条第二項中、「その額に勤務時間条例第二条第二項」を「その額に勤務時間条例

第二条第三項」に改め、「得た数を」の下に、「育児短時間勤務職員等にあつてはその

額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間算出率」という。))を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間算出率」という。))をそれぞれを加える。

第十一条の二第二項各号中「定める額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に育児短時間算出率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

第十三条の六第一項中「掲げる額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に育児短時間算出率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

第二十一条の五第二項中「第十条第二項第二号」の下に「(育児休業条例第十二条(育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。))又は育児休業条例第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第二十二条の二第二項第三号及び第二十二条の四第二項中「又は大学院修学休業」を「大学院修学休業をし、又は自己啓発等休業」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる職員に対する第三項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率を乗じて得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第二十八条の三に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額及び同日に受けて

いた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「受けていた給料の月額に育児短時間勤務率を乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額合計額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間勤務率で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間勤務率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第三十二条の三第一項第二号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号。以下「任期付職員条例」という。）を「任期付職員条例」に改め、同号ア中「第八条第三項」の下に「（育児休業条例第十五条（育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加え、同項第三号中「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号。以下「任期付研究員条例」という。）を「任期付研究員条例」に改め、同号ア中「第五条第四項」の下に「（育児休業条例第十四条（育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加える。」

第三十三条の四第三項第二号中「及び法」を「法」に改め、「高齢者部分休業」という。）の下に「及び自己啓発等休業」を加え、同項に次の一号を加える。

三 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務率を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第三十三条の六第四項第四号中「及び高齢者部分休業」を「高齢者部分休業の期間及び自己啓発等休業」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に育児短時間勤務率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第三十三条の十一中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「得た数を」の下に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務率をそれぞれ」を加える。

第四十条の四第二号中「再任用短時間勤務職員 勤務を要する日における再任用短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、その月に再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員等」という。） 勤務を要する日における再任用短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち、その月に再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び」を「給料の月額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額）及び同日に受けていた扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び同日に受けていた」と改める。

附則第三項中「給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び」を「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び同日に受けていた扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び同日に受けていた」と改める。

附則第四項中「による特地勤務手当に準ずる手当の月額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、改正前の規則第二十八条の三第二項中「受けていた給料」を「受けていた給料の月額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）」と読み替えて改正前の規則第二十八条の二から第二十八条の四までの規定を適用したときに得られる特地勤務手当に準ずる手当の月額。次項において「育児短時間勤務職員等に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額」という。）を加える。

附則第五項中「までの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、育児短時間勤務職員等に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（採用給与グループ）

（採用給与グループ）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「その額」を「その額」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「得た数を」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第三項第三号中「第四条第五号」を「第四条第一項第六号」に改め、同号イ中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（採用給与グループ）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年福島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「が経過措置基準額」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（採用給与グループ）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第八号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第四十八条中「若しくは大学院修学休業」を「大学院修学休業」に、「していた」を「し、若しくは職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号）第二条第一項の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしてきた」に改める。

別表第二十九中「6 大学院修学休業をした場合

6 大学院修学休業をした場合
7 大学等課程の履修に係る自己啓発等休業（職員としての特に有用であると認められる場合に限る。）又は国際貢献に係る自己啓発等休業（以下「特定自己啓発等休業」とした）をした場合

に、
勤務時間条例第十六条の規定により介護休暇を与え

1 勤務時間条例第十六条の規定により介護休暇
2 特定自己啓発等休業以外の自己啓発等休業を

を
二分の一以下

られた場合
二分の一以下

を与えられた場合
二分の一以下

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(採用給与グループ)

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第九号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条中「午後五時十五分まで(午後零時十五分)」を「午後五時三十分まで(午後零時)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与グループ)

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十号

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則(平成十八年福島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号オ中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同号カ中「平成七年福島県条例第四号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 切替日以降に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

第四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次のア及びイの区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(採用給与グループ)